

委員会活動

3月8日の本会議で付託された議案について、総務委員会（3月9日）、産業建設委員会（3月12日）、教育厚生委員会（3月13日）、予算審査特別委員会（3月16日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第六号議案 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

外海地区衛生施設組合が平成二十四年三月三十一日をもって解散し、長崎県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、長崎県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を経ようとするもの。

「質疑」外海地区衛生施設組合の解散に伴い、本市の負担金に影響はあるのか。

「答弁」事業ごとに負担金の内容が異なっており、今回の脱会に関しては影響はない。

このほか、事務費の負担について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十四号議案 平成二十四年度島原市交通災害共済事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ千三百十万円と定める。

「質疑」交通災害共済事業は島原地区と有明地区で別々の制度を利用している。市として統一する考えはないのか。

「答弁」島原地区の共済事業の基金をどの

ように有効活用するべきか、いろんな意見があり統合できていないところである。今後は、一本化に向けて理解を求めていきたいと考えている。

このほか、加入率と見舞金給付の実績について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会

付託された議案九件を審査しました。

○第一号議案 島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例

企業の立地及び地場企業の拡大を促進することにより、産業の振興及び雇用の創出を図るため、この条例を制定しようとするもの。

「質疑」奨励金の種類と、それぞれの適用期間はどうか。

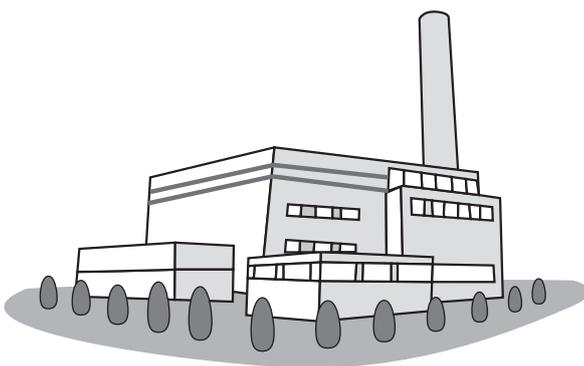
「答弁」奨励措置として立地奨励金、施設整備奨励金、土地家屋賃借奨励金、雇用奨励金の四つがあり、立地奨励金は、固定資産税に相当する額の補助を三年間。土地家屋賃借奨励金についても三年間である。施設整備奨励金、雇用奨励金については一回限りである。

「質疑」二十三年度までの遡及措置を講じた理由は何か。

「答弁」この条例には三年間交付される奨

励金があり、例えば二十二年度にこの制度があった場合、それぞれの奨励金をもらうことができたことになるが、金額が多額になることが予想され、どこかでラインを引く必要があるため、少なくとも一年間だけ遡って適用させていたどうかと考えたところである。

このほか、事業の効果、審議会の構成、他の補助事業との関係、指定の要件、報告及び調査の内容、奨励金返還の取り扱い等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



○第二号議案 島原市道路占用料条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占

用料の額を変更するため、この条例を改正しようとするもの。

【質疑】九州電力以外に道路占用料を取っているのどういうものがあるのか。

【答弁】電柱以外ではN.T.T.が設置している電話柱やガス会社が埋設しているガス管がある。そのほか、家を改装する際に外装修理の足場を組む場合の占用許可が年間数十件ある。

このほか、電柱の種類についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第三号議案 島原市営住宅条例の一部を改正する条例

公営住宅法等の一部改正に伴い、単身入居要件を明記する必要があるため、この条例を改正しようとするもの。

【質疑】一条文に障害者基本法や戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等があるが、「障害の程度が規則で定める程度」とはどういう内容なのか。

【答弁】条例で定める「障害の程度」とは、身体障害者福祉法施行規則の四級以上、戦傷病者特別援護法は恩給の受給者、原子爆弾被爆者は原爆手帳の所持者となる。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



▲建てかえ工事が進む萩が丘住宅

○第七号議案 島原市営土地改良事業の計画変更について

島原市営土地改良事業を計画変更したいので、土地改良法第九十六条の三第一項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

【質疑】事業面積が変更になった理由は何か。

【答弁】当初計画は五・六ヘクタールだったが、今回、四・七ヘクタールの追加と〇・九ヘクタールの除外を計画している。下辻地区で事業を行っているが、茶臼田、向ノ原、鵜淵川の三地区が追加される。両地区に同じ地権者の方がおり、追加分の話がまとまったので、

今回計画変更をするものである。

このほか、受益戸数、減歩率等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第八号議案 市有財産の寄附について

海岸保全施設用地として国土交通省へ寄附したいので、地方自治法第九十六条第一項第六号の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

【質疑】寄附することで市にはどのようなメリットがあるのか。

【答弁】今回の大手浜の海岸保全施設には約二億円の事業費がかかっているが、国へ寄附することで、国や県の補助が付くことになる。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十三号議案 平成二十四年度島原市温泉給湯事業特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞれ七千八百九万三千円と定める。

【質疑】加温方法について、新たな熱源の研究をお願いしていたが、どのような検討をされたのか。

【答弁】現在、武家屋敷においてヒートポンプの実証試験を行っているが、具体的な成果も検討しながら、燃料費削減につながる新たなシステムを早急に導

入できるだけよう検討を進めていく。

このほか、予算増額の理由、温泉使用料の収納対策、供給先拡大の取り組み等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十五号議案 平成二十四年度島原市島原都市計画事業安中土地区画整理事業特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞれ八十四万五千円と定める。

【質疑】前年度と比較し、大幅な予算減額となった要因は何か。

【答弁】区画の処分事業を進めるに当たり、金融機関から資金を借り入れていたが、二十三年度で償還が終わったことが要因である。

このほか、販売状況と今後の見込みについて質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十六号議案 平成二十四年度島原市有明町簡易水道事業特別会計予算

歳入歳出の総額をそれぞれ七億二千七百七十二万円と定める。

【質疑】前年度予算より増額となった理由と、進捗状況はどうか。

【答弁】工事での増額分が四千四百万円、固定資産台帳の作成分で五百万円が増額となっている。二十三年度末の進捗

教育厚生委員会

率は、工事費ベースで約五十三%、用地や施設等を含めた事業費ベースで六十三%であり、五カ年計画どおりに進んでいる。

このほか、二十四年度の加入率の見込み、漏水件数、水道料金の滞納状況等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十八号議案 平成二十四年度島原市水道事業会計予算

収益的収入の水道事業収益を四億八千四百八十八万六千円、支出の水道事業費用を四億五千九百五十九万二千円に、また資本的収入を一億千五百二十二万円、資本的支出を二億五千五百四十四万八千円に定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億四千三十二万八千円は当年度分消費税資本的収支調整額五百九十三万七千円、過年度分損益勘定留保資金七千七百七十九万七千円、当年度分損益勘定留保資金六千二百五十九万四千円を補てんする。

「質疑」給水人口が減ってきていると思うが、収入面での影響はどうか。

「答弁」使用料収入として、約四百二十五万円の減を見込んでいる。

このほか、水道料金の滞納状況、滞納による停水処理の要件と実績等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

付託された議案五件を審査しました。

○第四号議案 島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

社会教育法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

「質疑」提案理由は何か。

「答弁」昨年の地域主権改革一括法の制定

により社会教育法の一部改正が行われ、現在市の規則で定めている公民館運営協議会委員の委嘱の基準等を条例で定めることとなった。法改正の趣旨は、条例に定めることにより、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図り、国からの義務づけ、枠づけを見直そうというものである。現行規則には「審議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から、教育委員会が委嘱する」としており、条例のほうも同じ内容の条文に改正している。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第五号議案 島原図書館設置条例の一部を改正する条例

図書館法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

「質疑」条文の中にある「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは具体的にどういう方を指しているのか。

「答弁」例えばPTA活動で子育ての支援をされている方や、家庭教育学級の講師の方、また、地域の公民館等で図書の見聞かせをされている図書ボランティアの方である。

このほか、現在委嘱している委員の処遇と人数、会議の開催状況等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。



▲島原図書館での利用のようす

○第十号議案 平成二十三年島原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)

六億千九百十四万円を追加し、予算の総額を七十七億千三百六十六万五千円とするもの。

「質疑」二十二年度に保険税率を十六%引き上げているが、どうして二億円の不足が発生したのか。

「答弁」二十二年度において、二十三年度と二十四年度の二カ年の収入見込みを立て、保険税率を約十六%、年間にして約二億千五百万円の引き上げを行った。しかし、その後、二十三年度において事業費の増加、被保険者数の増加等により、医療給付において一億六千八百八十八万円の医療費が不足するという事態が発生した。また、あわせて国保税や国庫補助金、前期高齢者交付金、県支出金等の減収要素があるためである。

このほか、国保税と国庫補助金の減額理由、一人当たりの医療費、基金残高と一般会計からの繰り入れ、ジェネリック医薬品等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○第十二号議案 平成二十四年度島原市国民健康保険事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ七十三億七千四百六十九万五千円と定める。

【質疑】特定健診受診率の状況と今後の取り組みはどうか。

【答弁】二十四年度予算では、国の指導である六十五%を目標に、七千八百名の受診を計画している。これまで、健康づくり推進員を委嘱し、約三千名の未受診者を訪問していただき、その中で約六百五十名が受診されている。また、電話勧奨等も行っており、その中でも午前健診や午後健診、また、夜間健診や日曜健診を医師会等の協力をいただきながら行っており、さまざまな取り組みの中で特に効果的なものをふやし、何とか目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えている。

このほか、長崎県国民健康保険団体連合会負担金、訪問健康相談業務委託料、特定健診受診率に対するペナルティー、低所得者層への配慮、個人データの一元的管理等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十七号議案 平成二十四年度島原市後期高齢者医療特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ五億三千九百七十七万四千円と定める。

【質疑】受診件数と疾病別の統計はどうか。

【答弁】二十三年五月の診療分では入院が七百十五件、外来が一万二千二百二十

三件で、合計一万二千九百三十八件である。また、金額ベースにおける疾病別の割合は、高血圧症の疾患が全体の九%で、その他心疾患六%、脳梗塞五%、骨折五%、その他神経系疾患四%、腎不全四%、虚血性疾患四%、糖尿病四%、肺炎三%、骨の密度及び構造の障害が三%である。疾病別に受診件数が多いのは、一位が高血圧症の疾患で二千二百七件、二位が糖尿病で四百六十七件、三位が関節症で四百五十二件である。

このほか、後期高齢者医療制度の対象者数等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

予算審査特別委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第九号議案 平成二十三年度島原市一般会計補正予算（第四号）

九千九百九十一万千円を追加し、予算の総額を二百三十九億三千八百六十二万八千円と定める。

【質疑】スポーツ振興くじ助成金が千三百六十万円減額となった理由は何か。

【答弁】当初は満額の予定だったが、東日本大震災の関係で、被災地支援に回すということによって二割カットとなっている。

このほか、萩が丘住宅の整備、被災対策費の財源組み替えの内容、島原市教育文化振興事業団からの指定管理料返還金等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十一号議案 平成二十四年度島原市一般会計予算

予算の総額を二百十六億三千二百万円と定める。

【質疑】浄化苑建設の全体事業費約四十億円の財源内訳はどうか。

【答弁】国の補助金が約十二億円であり、残りは合併特例債を考えている。合併特例債は交付税措置があるため、市の実質の負担額は約十億円を見込んでいく。

【質疑】有明海シャトルライナー運行事業委託料について、事業内容と実績はどうなっているのか。

【答弁】九州新幹線を利用され、熊本駅からシャトルバスを出し、そのままフェリーに乗船して島原、雲仙、小浜まで運行する事業であり、運転手や乗車案内、予約受付など二十七名分の雇用を予定している。平成二十三年度の実績は、熊本発、小浜発の両方合わせて、3月の予約分も含めると約一万人が利用しており、集客効果はあったと考えている。

【質疑】港湾整備事業費負担金については、船津地区の護岸改良関係が含まれているのか。

【答弁】船津地区の護岸整備を五十メートル予定している。

【質疑】歳入で、固定資産税が約一億六千三百万円の減収となる要因は何か。

【答弁】平成二十四年度は三年に一回の評価変えの年度に当たると、地価の下落傾向が続いていることと、新築家屋の増加が見込めないうえ、既存部分の評価が下がることが主な要因である。

このほか、議員報酬における交付税の算入率、町内会における後継者不足の問題、新庁舎整備事業費、九州学生駅伝開催負担金の支出内容、地域活動支援センター事業の内容、健康対策費におけるがん検診の受診率向上への取り組み、島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例、萩が丘住宅の整備計画、準要保護児童生徒の認定基準等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

